

令和4年度京都府同行援護従業者養成研修実施要領

1 趣 旨

視覚障害児・者の社会参加を支援するために同行援護の発展・充実に寄与することを目的として、京都府同行援護従業者養成研修を実施する。

2 実施主体

主 催 京都府
実施機関 公益社団法人京都府視覚障害者協会

3 受講対象者

両課程とも1日当たり4～5時間程度、徒歩での移動や階段の昇降をすることとなるので、体力面・歩行に問題がないことを条件とする。不安がある場合には、実施機関まで御相談ください。

(1) 一般課程

京都府内において同行援護に従事している、あるいは従事する意思を有する者

(2) 応用課程

京都府内の同行援護事業所（指定予定も可）において、サービス提供責任者に任用されている、あるいは任用される予定の者で、下記のいずれかの資格を有する者

- ① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者
- ② 平成23年度以前の京都市及び京都府視覚障害者移動支援従事者養成研修等の視覚障害者ガイドヘルパー養成研修を修了した者
- ③ 視覚障害者移動介護従業者養成研修を修了した者
- ④ その他同行援護従業者養成研修（一般課程）の内容以上の研修課程を修了した者

4 開催日程等

会 場	課 程	日 程	場 所	受講定員
(1) 北部会場	一般	令和4年9月29日(木)、30日(金)、 10月5日(水)、6日(木)	福知山市総合福祉会館	30名
	応用	令和4年10月12日(水)、13日(木)		20名
(2) 南部会場	一般	令和4年11月11日(金)、 13日(日)、15日(火)、16日(水)	京都府情報コミュニケーションプラザ ほか周辺施設	30名
	応用	令和4年11月21日(月)、25日(金)		20名
(3) 中部会場	応用	令和5年 1月16日(月)、19日(木)	京都ライトハウス	20名

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、研修日程は変更、延期又は中止する場合がありますので御了承ください。

5 研修カリキュラム

平成23年厚生労働省告示第335号別表第3及び第4と同程度の内容を標準とします。

(1) 一般課程

① 視覚障害者（児）福祉サービスに関する講義	1時間
② 同行援護の制度と従業者の業務に関する講義	2時間
③ 障害・疾病の理解に関する講義Ⅰ	2時間
④ 障害者（児）の心理に関する講義Ⅰ	1時間
⑤ 情報支援と情報提供に関する講義	2時間
⑥ 代筆・代読の基礎知識に関する講義	2時間
⑦ 同行援護の基礎知識に関する講義	2時間
⑧ 基本及び応用技能に関する演習	8時間
合計	20時間

※⑧演習の詳細

アイマスクを着用してペアでの疑似体験、繰り返しの階段昇降練習、不整地歩行演習、実際に運行中の交通機関を利用したの演習 など
歩行に配慮が必要な場合、参加できないことがあります。

(2) 応用課程

① 障害・疾病の理解に関する講義Ⅱ	1 時間
② 障害者（児）の心理に関する講義Ⅱ	1 時間
③ 場面別基本及び応用技能に関する演習	6 時間
④ 交通機関の利用に関する演習	4 時間
合計	12 時間

※③及び④演習の詳細

アイマスクを着用してペアでの疑似体験、繰り返しの階段昇降練習、不整地歩行演習、実際に運行中の交通機関を利用したの演習、買物実習（実際に物品の購入をおすすめします。購入する場合は、購入物品の実費がかかります。）など
歩行に配慮が必要な場合、参加できないことがあります。

6 受講定員

一般課程：60名、応用課程：60名（日程毎の定員は4を参照してください）

受講申込者数が定員を上回る場合は、京都府において受講申込書の記載事項を勘案し、受講者の選定を行います。

7 受講申込手続

(1) 申込方法等

区分	事業所	個人
対象者	京都府内の同行援護事業所（指定予定も可）に所属している者	京都府内において同行援護に従事する意思を有する者（「事業所」に掲げる者以外）
申込先	事業所の所在する 市町村障害福祉担当課	公益社団法人京都府視覚障害者協会 〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1-1 京都ライトハウス内
申込方法	以下の書類を添えて、 申込先あて郵送又は持参 ・受講申込書 ・事業所管理者の受講推薦書 注）受講希望者が所属する 事業所ごとに申込	以下の書類を添えて、 申込先あて郵送 ・受講申込書
申込期間	北部会場 令和4年7月7日（木）～ 令和4年8月4日（木）《必着》 南部会場 令和4年8月19日（金）～ 令和4年9月16日（金）《必着》 中部会場 令和4年10月17日（月）～ 令和4年11月14日（月）《必着》	北部会場 令和4年8月25日（木）～ 令和4年9月8日（木）《必着》 南部会場 令和4年10月7日（金）～ 令和4年10月21日（金）《必着》 中部会場 令和4年12月5日（月）～ 令和4年12月19日（月）《必着》
受講決定通知	申込期間終了後20日程度を目途に、申込者あて郵便により通知	研修初日の7日前を目途に、申込者あて郵便により通知

(2) 留意事項

【事業所の受講について】

申込期間内に申込できなかった場合でも、申込はできますが、個人区分での取扱いとなります。

【個人の受講について】

個人区分では、各会場ごとの申込期間の初日以降に申込先着順（同日で申込多数の場合は抽せん）となり、定員に達した時点で申込をお断りすることとなりますので御了承ください。

また、事業所の申込が多い場合は、募集できないことがありますので、御承知ください。

8 資料代

一般課程 12,640円 応用課程 9,640円 一般及び応用課程 19,640円
(実費相当額。テキスト代2,640円を含みますので、実際の費用は変動します。)

※テキスト「同行援護従業者養成研修テキスト（第4版）」（中央法規）を所持し、持参可能な場合は資料代からテキスト代を差し引きます。

※資料代の支払方法は、受講決定後別途通知

9 修了証書

研修の全課程を修了した者には、京都府から修了証書を交付します。

ただし、遅刻、早退、演習を行えなかった場合、その他受講態度に著しい不良を認める場合は、修了証書を交付しない場合があります。

10 個人情報の取扱い

受講申込書に記入された個人情報は、本研修の実施のために利用するとともに、研修修了者については当該個人情報を名簿に登録し、京都府から関係市町村に提供するなど、京都府が行う同行援護事業の推進のために利用することがあります。また、受講申込書の提出をもってこれらの目的のための個人情報の利用について申込者から同意を得たものとしします。

11 感染拡大防止対策について

研修実施に当たっては、感染拡大防止に努めます。(マスク・フェイスシールド着用の徹底、会場での検温、アルコール消毒の実施、学習環境の整備等)

12 問合せ先

(1) 研修の申込について（申込先は7を参照してください）

京都府障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係 (Tel: 075 (414) 4600)

(2) 研修の内容・カリキュラム、資料代の支払に関すること

公益社団法人京都府視覚障害者協会 (Tel: 075 (463) 5569)